香港基本法第23条立法化における外国政治団体との関係樹立の禁止 - 香港特別行政区基本法第23条の実施に関する諮問文書 および国家安全条例草案の検討を中心に --

廣江 倫子

はじめに

- 1. 外国政治団体に関する現行法の規定
- 2. 外国政治団体に関する諮問文書の提案
- 3. 外国政治団体に関する条例草案の規定
- 4. 外国政治団体に関する提案における論争点 おわりに

はじめに

香港返還以降も香港では「一国両制(一国家二制度)」が実施され、香港では「従来の法」、つまりコモン・ロー、が適用されてきた¹。したがって返還を機に香港特別行政区基本法(以下、基本法と称する)が施行されたことを除いては、香港法は従来の内容を保ってきた。しかし、国家安全の分野に限って、基本法23条は、返還後香港自ら国家安全関連の法を制定すべきことを義務付けている²。それが所謂基本法23条の立法化問題である。

基本法23条が立法化を義務付ける犯罪類型は、反逆、分裂、反乱扇動、転覆、国家機密窃取ならびに外国政治組織および団体(以下、外国政治団体と称する)の活動および関係樹立である。このうち、外国政治団体に関しては、①「外国の政治的組織または団体の香港特別行政区における政治活動を禁止」する(23条)という外国政治団体の香港の活動を禁止する内容と、②「香港特別行政区の政治的組織または団体の、外国の政治的組織または団体との関係樹立を禁止」する法律を自ら制定しなければならない(23条)、という外国政治団体と香港政治団体との関係樹立を禁止する内容がある。

特に問題となったのは後者の内容である。何故なら、基本法23条の立法化にあたり、香港政府は、「外国政治団体」の中に、(P) 「大陸において国家安全の保護の理由から禁止されている団体」を含め、(A) それと関係を持つ香港の団体を香港で禁止することを提案したからである。基本法23条の立法化による取締りが懸念される法輪功や香港市民支援愛国民主運動連合会(支連会)3 はもとより 4 、どのような行為が大陸の団体と関係することになるのか分からないために 5 、香港

の幾多の団体を巻き込みながらこの提案は「一貫して、条例草案をめぐる議論の中心にあった」⁶。 外国政治団体に関する文言は、1989年の天安門事件直後に基本法草案に追加されたという経緯 を持つ。以下ではまず基本法23条の起草経緯について紹介する。

(1) 基本法23条の起草経緯

1984年の中英共同声明発表後、1985年6月に全国人民代表大会(以下、全人代と称する)は59人の委員からなる基本法起草委員会を発足させ、草案の作成が開始された。基本法は1988年4月および1989年2月の二度の草案の公表を経て、1990年4月4日に全人代にて、採択された。

1998年4月の基本法草案第一稿の規定においては、現基本法23条は次のような規定であった。 「香港特別行政区は、国家統一を破壊し、中央人民政府を転覆するいかなる行為をも法律によって禁止しなければならない。¹⁷

これに対し、法律界、立法評議会議員、諮問委員の間から批判の声があがった。例えば、民主党主席(当時)李柱銘らは、草案に規定された「国家統一の破壊」、「中央人民政府への転覆行為」について説明することを要求した 8 。

このため、基本法草案第二稿は、「中央人民政府の転覆」の部分を削除し、また香港特別行政区が「自ら立法する」との文言を付け加え、「反逆、国家分裂、反乱扇動、国家機密の窃取」などの行為に説明を加えた。これには当時の中国政府が政治的に比較的開放されていたことが少なからず影響していたとされる。この結果、1989年2月に公表された基本法草案第二稿においては、現23条は次のような文言となった。「香港特別行政区は、いかなる反逆、国家分裂、反乱扇動および国家機密の窃取を禁止する立法を自ら行わねばならない。」このように、比較的明確に規定され、かつ「中央人民政府の転覆」の部分が削除された9。

しかしながら、同年6月に天安門事件が発生した。1990年4月4日全人代で採択された基本法23条は次のような文言が追加された。「外国の政治的組織あるいは団体が香港特別行政区において政治活動を行うのを禁止し、香港特別行政区の政治的組織あるいは団体が外国の政治的組織あるいは団体と関係を樹立することを禁止しなければならない。」また「中央人民政府の転覆」の禁止も再び規定された¹⁰。

このように、基本法23条の文言が以前の草案と比べて厳しいものとなった理由には、天安門事件の際の香港の活動が大きく影響したことが指摘されている。香港は北京の民主運動を支援するだけではなく、天安門事件の前には、金銭的・物的支援をも行っていた。そして、武力による民主化運動の鎮圧後には、武力行使を激しく批判した¹¹。このため、香港が中国共産党から「転覆基地」として認定されたのである¹²。

(2) 本稿の目的

基本法23条の立法化について、2002年9月24日、香港政府は「基本法23条の実施に関する諮問文書(Proposals to implement Article 23 of the Basic Law - Consultation Document -) ¹³」(以下、諮問文書と称する)を公表した。そして基本法23条が予定する六つの犯罪類型に関する法案の提案を行い、3ヶ月の諮問期間を設けて広く香港住民から意見を徴収することとした。この間に香

港政府に宛てて多くの諮問意見が提出された。

香港政府は諮問文書の提案に若干の修正を加えた「国家安全条例草案(National Security (Legislative Provisions) Bill) 《國家安全(立法條文)條例草案》」(以下、条例草案と称する)を作成し、今会期中の成立が目指された。

しかし2003年7月1日、基本法23条立法反対を中心内容とする返還後最大規模の50万人が参加 したというデモが発生した。デモの後、香港の政局は大きく変化し¹⁴、結局7月7日には条例草 案の立法会提出の延期が決定され、後に条例草案の撤回が正式に発表された¹⁵。

ただし、基本法23条自体は香港に立法化を義務付けている。したがって、近い将来に再編立法 化の試みがなされうる。第1回目の立法化の試みが一区切りついた現時点で基本法23条立法化に つき検討を加えることで、今後の立法化をより良く理解するための備えとなる。

本稿は基本法23条の立法化について、香港政府が提案した外国政治団体規制のスキームを明らかにし、その上で、そのスキームのどのような点が、なぜ香港側から問題視されたのか、を明らかにする。具体的には、香港政府が提案した外国政治団体規制のスキームを明らかにする上で、諮問文書と条例草案の外国政治団体に関する提案を検討する。香港側からの意見として、主に諮問期間中に香港政府に提案された諮問意見を中心に検討を行う。

本稿の構成は次の通りである。まず、第1節「外国政治団体に関する現行法の規定」において、現行社団条例が予定する外国政治団体への規制を紹介する。次に、第2節「外国政治団体に関する諮問文書の提案」において、外国政治団体に関する諮問文書の提案内容を明らかにすることにより、香港政府が目指した外国政治団体禁止のスキームを描きだすこととする。次に、第3節「外国政治団体に関する国家安全条例の規定」において、条例草案の規定を紹介する。最後に、第4節「外国政治団体に関する提案における論争点」では、香港政府の提案のどのような点が、香港において重要視されたのかを論ずる。

1. 外国政治団体に関する現行法の規定

外国政治団体に関しては、主に社団条例(Societies Ordinance Cap.151)に規定がなされている。社団条例の直近の改正は返還直前の1997年6月である¹⁶。社団条例5条によると、香港の団体(local society)や、その支部は、その設立から1ヶ月以内に、社団官(Societies Officer)に、登録または登録の免除を申請しなければならない。「香港の団体」の定義は、香港特別行政区において組織または設立され、あるいは香港特別行政区において、その本部またはビジネスの中心部を持ついかなる団体である。香港特別行政区において設立された、とは、団体の役員や構成員が香港に居住または存在するとき、あるいは香港特別行政区における何人かが、団体の運営を行いまたは助け、または資金を請い、徴収し、またはそれ自体で出資を行う場合を言う¹⁷。

社団条例は外国政治団体や台湾政治団体との関連を持つことを禁止している。つまり香港の団体が、外国政治団体(Foreign Political Organization)や台湾政治団体(a political organization of Taiwan)と関連(connection)を持つとき、社団官は、次のことを行う。(a)保安局局長と協議したのち、その団体の登録または登録からの免除を拒絶することができる。(b)保安局局

長と協議したのち、その団体の登録または登録からの免除を取り消すことができる。(c) 保安局局長に、団体の運用または継続した運用を禁止する命令を出すように勧めることができる。同様の権限は、社団官が、国家安全、公共の安全、公共の秩序または人権と他者の自由の保護にとって必要であると合理的に信じた場合にも、適用される¹⁸。

「外国政治団体」とは、次のように定義されている¹⁹。(a) 外国政府または外国政府の政治的下部組織。(b) 外国政府の代理人または外国政府の政治的下部組織の代理人。(c) 外国にある政治団体またはその代理人。

「台湾政治団体」とは、次のように定義されている²⁰。(a) 台湾行政府または行政府の政治的下部組織。(b) 台湾行政府の代理人または行政府の政治的下部組織の代理人。(c) 台湾にある政治団体またはその代理人。

「関連」について、次の通り定義されている²¹。(a) 外国政治団体または台湾政治団体への財政的な貢献、財政的な提供、財政的な支援および借金の懇願または承諾。(b) 外国政治団体や台湾政治団体との提携。(c) 外国政治団体や台湾政治団体による団体の政策の決定。(d) 外国政治団体や台湾政治団体による団体の政策決定過程における指導、命令、管理または参加。

登録または免除を拒絶されまたはすでに拒絶されている団体は、社団条例によって、その運用を停止する義務を負い、保安局局長は禁止命令を発することができる²²。

2. 外国政治団体に関する諮問文書の提案

(1) 諮問文書の提案

諮問文書は以下の通り提案している23。

第7章 外国政治団体

2. 意見および提案

- 7.11 既存の社団条例の条文、特に「外国政治団体(筆者注:英語表記では、"foreign political organization")」と「関連(筆者注:英語表記では "connections")」の定義に関しては、外国政治団体を香港の政治的過程への参加から禁止するという目的のために、十分である。多くの外国の法が、国内政治における外国政治団体による不当な影響または介入から防ぐ同様の条項を持っている。これらの条項は保留されるべきである。
- 7.12 国家安全の保護の目的から、外国政治団体が香港特別行政区で国家安全や統一に対して 有害である政治的活動を行い、あるいは香港の政治団体との関係を樹立することを防ぐた めの別の条項が必要である。
- 7.13 実際に、国家安全に脅威を与える組織された政治的活動は、そのような脅威が外国あるいは国内の要素に起因するのにかかわらず、効果的な手段によって禁止されなければならない。国家安全の観点から団体の活動を禁止する社団条例における既存の権限は、すでに、そのような活動に対して効果的な制裁を提供している。しかし、高度に深刻かつ非難されるべき国家安全に危害を加える行動の性質からいえば、そのような行動が香港特別行政区

を越えて、国家全域への影響を持つ可能性を考え合わせると、国家安全の関心事に対処するためにより特殊な手段が必要である。

7.14 したがって、禁止された団体の活動を組織、あるいは支持することを犯罪とすること(筆者注:原文ママ)を提案する。上記の行為に従事していることを、諸般の事実的状況から認識しているものと推定されうること、あるいは合理的な疑いの要素も、その犯罪に含まれるべきである。「支持(筆者注:英語表記では、"support")」、の概念は、例えば、禁止された団体の、構成員であること、財政的支援・不動産や設備を提供すること、政策と指令を実行することを含む。

(a) 禁止の体系

- 7.15 上述した意見を考慮して、保安局局長は、国家安全や公共の安全、公共の秩序の観点から必要であると合理的に信ずるとき、ある団体を禁止する権限が与えられなければならない、と提案する。社団条例のこれらの語句の解釈と合わせると、「公共の安全(筆者注:英語表記では、"public safety")」と「公共の秩序(筆者注:英語表記では "public order")」の表現は、香港に適用される「市民的および政治的権利に関する国際規約」と同様に解釈され、「国家安全(筆者注:英語表記では、"national security")」は領土の統一と国家の独立の保全を意味する。この目的のために、団体は公式的な組織構造が存在するかどうかにかかわらず、2人以上の人々による共同の目標を獲得しようとする組織化された努力、であると定義されねばならない。ある団体を禁止する権限は、次のときにのみ行使される。
 - (a) 団体の目的あるいは目的の一つが、反逆、分裂、反乱扇動、転覆または国家機密窃取 (スパイ活動) に従事することであること。
 - (b) 団体が、反逆、分裂、反乱扇動、転覆または国家機密窃取 (スパイ活動) に従事して いるもしくは従事することを予定していること。
 - (c) 団体が、中国法に照らして国家安全に危害を加えるという理由から、中央人民政府によって大陸において禁止されている大陸の団体に、連携していること。
- 7.16 上述の (c) に関して、香港特別行政区は、ある組織、特に大陸に拠点を持ち、その関連団体が香港特別行政区にあり連携している団体が、国家安全への脅威を与えているかどうかを決定する立場にはない。したがって、最大限、そのような大陸の団体が国家安全を侵害しているかどうかの問題について、所有する包括的な情報に基づく中央人民政府の決定に従うべきである。ある大陸の団体が国家安全の観点から禁止されているという中央人民政府による正式な通知は、その団体が禁止されるのだという確定的な事実とならなければならない。それにもかかわらず、保安局局長は、禁止の権限を行使する以前に、主張された連携の証拠に納得しなければならず、その連携している団体を禁止することは、国家安全、公共の安全、公共の秩序の点から必要であるということを合理的に信じなければならない。
- 7.17 加えて、禁止された団体と関係をもつ団体の活動を禁止することが可能でなければならない。保安局局長は、上述した7.15で言及されるような、「市民的および政治的権利に関

する国際規約」の解釈に従って国家安全、公共の安全、公共の秩序の観点から必要である と合理的に信ずるとき、そのような団体が違法であると宣言する権限を持たねばならない。 したがって、*違法な団体を管理しあるいは幹部であることは犯罪である*(筆者注:原文ママ)。これゆえ、国家安全に脅威を与える団体は、大陸であれ香港特別行政区であれ禁止され、香港特別行政区においてそれと連携した団体を組織することは違法となる。規制が広範なものとなるのを防ぐために、上述した「関連」の概念は、次のように明確に定義されなければならない。

- (a) 禁止された団体からの財政的な貢献、財政的な提供やいかなる方法での財政的な支持、 借金の懇願あるいは承諾。あるいは逆もまた同様である。
- (b) 禁止された団体との連携。あるいは逆もまた同様である。
- (c) 禁止された団体によるその団体の政策の決定。あるいは逆もまた同様である。
- (d) 禁止された団体によるその団体の政策決定過程への指示・命令・管理または参加。あるいは逆もまた同様である。

同様の概念はすでに社団条例のもとで包括的にカバーされている。

(b) 裁判の体系

7.18 ある団体を違法であると宣言し禁止する決定は、裁判手続の対象とならなければならない。公平性を確保するために、この手続は二段階を含まなければならない。第一に、事実問題は独立の審判所で審理される。第二に、法律問題は法院で審理される。敏感な情報や諜報活動が含まれうることを仮定すると、裁判手続の規定は手続的な公平性を保障するかたわら、機密文書や秘匿源が公開されることから保護しなければならない。

(2) 諮問文書の提案のまとめ

諮問文書の提案は、この分野に関する既存の法が、十分に外国政治団体が香港において国家安全への脅威となる活動を行うことを防いでいることを認めつつも 24 、新たにそのような活動を禁止する法を導入するものである。

団体は「公式的な組織構造が存在するかどうかにかかわらず、2人以上の人々による共同の目標を獲得しようとする組織化された努力²⁵」と定義される。国家安全の見地から団体が禁止されるのは次の場合である²⁶。

- (a) 団体の目的あるいは目的の一つが、反逆、分裂、反乱扇動、転覆または国家機密窃取(スパイ活動)に従事することであること。
- (b) 団体が、反逆、分裂、反乱扇動、転覆または国家機密窃取 (スパイ活動) に従事している もしくは従事することを予定していること。
- (c) 団体が、中国法に照らして国家安全に危害を加えるという理由から、中央人民政府によって大陸において禁止されている大陸の団体に、連携していること。

上述した(c)の場合に、香港の団体と連携する大陸の団体が、国家安全に脅威であるかどうかは中央人民政府が決定し、中央人民政府はその旨の証明書を通知する。通知を受けた保安局局

長は、その大陸の団体と香港の団体が連携している証拠に納得し、その連携している香港の団体の禁止が、国家安全、公共の安全、公共の秩序の点から必要であることを合理的に信ずる場合、その香港の団体を禁止することができる²⁷。

どのような場合に、禁止されている大陸の団体と「関係」していると言えるのかについて、以下のように定義された²⁸。

- (a) 禁止された団体からの財政的な貢献、財政的な提供やいかなる方法での財政的な支持、借金を懇願あるいは承諾。
- (b) 禁止された団体との連携。
- (c) 禁止された団体によるその団体の政策の決定。
- (d) 禁止された団体によるその団体の政策決定過程への指示・命令・管理または参加。

香港で禁止の決定がなされた団体は、その決定を不服とする場合、裁判で争うことができる。 しかし、諮問文書では、通常の裁判所による審理ではなく、特別な審判手続が提案された。すな わち、事実問題は新たに設置される独立の審判所によって審理され、法律問題が通常の法院によ り審理される²⁹。

3. 外国政治団体に関する条例草案の規定

(1) 条例草案の規定

条例草案では、諮問文書における提案にのっとって、社団条例に主に次の8A-E条を付け加えることが提案された 30 。

8 A 条 国家安全に危害を及ぼす団体の禁止31

- 1項 保安局局長は、禁止が国家安全の利益にとって必要で、そのような目的にふさわしいと 合理的に信ずるときに、この条文が適用されるいかなる香港の団体をも命令によって禁止 することができる。
- 2項 この条文は次のいかなる香港の団体にも適用される。
 - (a) 目的あるいは目的の一つが、反逆、転覆、分裂、反乱扇動、あるいはスパイ活動であること。
 - (b) 反逆、転覆、分裂、反乱扇動、スパイ活動を行っておりあるいは行うことを意図して いること。
 - (c) 中華人民共和国の組織に従属しているもので、その活動が中華人民共和国の安全を守るために、中華人民共和国の法のもとで中央人民政府の公開の命令により公的に禁止されているもの。
- 3項 以下の証明書が禁止の確定的な証拠となる。
 - (a) 中央人民政府またはその代表により発行されたもの。
 - (b) 中央人民政府が、中華人民共和国の安全を保障するという理由から、中華人民共和国 の法を根拠としてその大陸の団体の活動を禁止しており、かつこの禁止が公開の命令 によって正式に発表されていると述べているもの。

- 4項 3項で言及された証明書となる文書は、
 - (a) いかなる法的手続においても証拠となり、これ以上の証明を必要としない。
 - (b) 反対が証明されない限り、上述したような証明書であるとされる。

5項 本条について言うと、

- (a) 「反逆」とは刑事条例 (Crimes Ordinance Cap.200) 2条で犯罪となる行為を意味する。
- (b) 「転覆」とは刑事条例 (Crimes Ordinance Cap.200) 2 A条で犯罪となる行為を意味する。
- (c) 「分裂」とは刑事条例(Crimes Ordinance Cap.200) 2 B条で犯罪となる行為を意味する。
- (d)「反乱扇動」とは刑事条例 (Crimes Ordinance Cap.200) 9 A条で犯罪となる行為を 意味する。
- (e) 「スパイ活動」とは国家機密条例 (Official Secrets Ordinance Cap.521) 3条で犯罪となる行為を意味する。
- (f) 「香港の団体(筆者注: 英語表記は、"local organization"、中国語表記は、〈本地組織〉)」 とは
 - (i) 本条例のもと登録され、登録可能または登録を免除されるいかなる団体
 - (ii) 付属文書に列記されるいかなる団体
- (g)「大陸の団体(筆者注:英語表記は、"mainland organization"、中国語表記は、〈内地組織〉)」とは
 - (i) 中華人民共和国(台湾、香港、マカオを除く)で組織あるいは成立した団体
 - (ii) 中華人民共和国(台湾、香港、マカオを除く) に総本部または重要な業務地 点を持つ団体
- (h) 香港の団体(「前者」) は大陸の団体(「後者」) に次の場合に従属する。
 - (i) 前者がその運営のために後者に、相当な財政的貢献、いかなる種類の相当な補助、相当な財政的支援、相当な財政的支援、相当な貸付を、直接あるいは間接に求めあるいは受け取るとき。
 - (ii) 前者が直接あるいは間接に後者の指示またはコントロールを受けるとき。
 - (iii) 前者の政策あるいは前者のいかなる政策が直接あるいは間接に後者により決 定されるとき。

8 B条 禁止の手続32

- 1項 8A条のもとで団体を禁止する前に、保安局局長は、団体に次の機会を与える。
 - (a) 聴聞、あるいは
 - (b) 文書による意見の提出
- 2項 保安局局長が団体に聴聞あるいは文書による意見の提出の機会を与えることが、状況に 照らして実際的ではないと合理的に信ずるとき、1項は適用されない。
- 3項 8A条1項のもとで命令を下すと、直ちに保安局局長は以下のことを行わねばならない。
 - (a) 団体に命令の写しを発送する。

- (b) (団体が占有するあるいは使用しているいかなる建物または住居がある場合) 明白な 方法で以下の場所に命令の写しを貼り付ける。
 - (i) 保安局局長が団体の集合場所として占有あるいは使用していると認めるいか なる建物または住居
 - (ii) そのような建物や住居が位置する最も近い警察区の警察署
- (c) ガゼットに命令を記載する。
- (d) 香港で発行されている英語日刊紙1紙、中国語日刊紙2紙に命令を記載する。
- 4項 8D条にもとづいて、禁止に対して提訴がなされていても、8A条1項にもとづく命令は、
 - (a) 3項(c) と(d) にもとづく命令は
 - (i)即日に効力を発生する。
 - (ii) 日にちが離れて記載されたのなら、後の方の日に効力を発生する。
 - (b) そのなかで、明確に後の方の日であるとしていれば、その日に効力を発生する。

8 C 条 禁止された団体の活動への参加の禁止³³

- 1項 いかなる人も、禁止された団体に以下のことを行った場合、犯罪を構成し、6級の罰金 および3年の懲役に科される。
 - (a) 幹部である、またはそのように行動する、幹部であると告白する、幹部であると主張 する。
 - (b) 管理し、あるいは管理に協力する。
 - (c) 構成員である、あるいは構成員として行動する。
 - (d) 集会に参加する。
 - (e) 金銭を支払いあるいは他のいかなる形式の援助をも与える。
- 2項 1項のもとで罪に問われた人は、罪に問われた時点で、問題となる団体が8A条のもとで禁止されていたことを知らなかった、あるいは信ずる理由がないことを証明しなければならない。
- 3項 2項の原則を損なわないという前提で、1項により罪に問われた人は以下のことを証明 する場合、抗弁となる。
 - (a) 禁止された団体の幹部である、あるいはそのように行動していたことに関連して、幹部になることをやめるためにすべての合理的な手段をとっていたことを証明するなら。
 - (b) 禁止された団体の構成員である、あるいはそのように行動していたことに関連して、 構成員になることをやめるためにすべての合理的な手段をとっていたことを証明する なら。

8 D条 禁止に対する提訴34

- 1項 8 A条のもとで禁止される団体の幹部または構成員で、禁止により権利を侵害されるものは、禁止が効力を発生してから30日以内に、禁止に対して第一審裁判所(筆者注:香港の通常の裁判所。主に第一審を担当する。英語表記は、"Court of First Instance"、中国語表記は〈原訴法庭〉)に提訴することができる。
- 2項 1項のもとで提訴を申し出ることおよびいかなる付随の行為も、8C条の目的の幹部あ

るいは構成員としてみなされない。

- 3項 禁止に対して1項のもとで申し出られる提訴について、第一審裁判所は
 - (a) 以下のことが証明されるなら、禁止は取り消されなければならない。
 - (i) 保安局局長が禁止に対し、法を適切に適用していないとき
 - (ii) 問題の団体が8A条2項(a)(b)(c) に適合するとの証拠が不十分であるとき
 - (iii) 禁止が以下にあてはまるとする合理的な信頼を正当化するには証拠が不十分で あるとき
 - (A) 国家安全の利益のために必要である。
 - (B) そのような目的との釣り合いがとれている。
 - (b) 証明されないのであれば、提訴を棄却する。
- 4項 3項により取り消された禁止は、遡及して効力を失う。
- 5項 第一審裁判所での審理以前に、裁判所が律政司司長(筆者注:香港司法省長官を指す。 英語表記は "Secretary for Justice")の申請により、裁判所の審理に提出された証拠や供 述が、国家安全を損なうと確信するならば、裁判所は、一般人に対するそのような発露を さけるために、審理のいかなる段階でも、一般人のすべてあるいは一部を排除することを 命令できる。
- 6項 裁判において、第一審裁判所は8E条に基づいて制定された規則のもとで、そのような 証拠で提供されたものを許可する。
- 8 E条 終審法院(筆者注:香港の最高裁に該当する。英語表記は、"Court of Final Appeal"、 中国語表記は、〈終審法院〉) 首席裁判官による提訴のための規則制定³⁵
 - 1項 終審法院首席裁判官は以下の各項に関する規則を制定できる。
 - (a) 8D条に基づく提訴、聴聞、提訴の撤回
 - (b) そのような提訴の費用
 - (c) そのような提訴の聴聞に関する実務と手続
 - (d) 証拠が受け入れられるかどうか
 - (e) そのような提訴の聴聞に付随するあるいは引き起こされるその他の事柄
 - 2項 本条により規則を制定するとき、終審法院首席裁判官は特に次のことを考慮に入れなければならない。
 - (a) 提訴の対象となっている禁止が適切に審査されているかどうかを確認する必要がある。
 - (b) 国家安全に損害とならない状況で情報が公開されることを確認する必要がある。
 - 3項 本条により制定した規則は次の条項を制定することができる。
 - (a) 原告に問題となる禁止についての完全な細部にわたる理由を提出することなしに、法 的手続を進めることができるようにする。
 - (b) 原告や原告側弁護人を含むいかなる者が欠席しても、第一審裁判所が法的手続を進めることができるようにする。
 - (c) 原告が欠席したときに、取得された証拠の概要を第一審裁判所が原告に提供できるようにする。

- 4項 本条を根拠として制定した規則は、原告および原告の任命した弁護人が欠席する中で、 第一審裁判所の裁判を可能とするかたわら、その規則は以下の条項につき規定しなければ ならない。
 - (a) 原告の利益のために行動する弁護人を任命する権限
 - (b) そのような弁護人の職能と責任

(2) 国家安全条例草案の規定のまとめ

国家安全条例草案においても、諮問文書で提案された団体の禁止体系及び裁判体系の基本的な点には変化がない³⁶。条例草案では、諮問文書の文言が一部置き換えられ、また説明がより詳細な形で規定された。該当する箇所としては、まず諮問文書の保安局局長が香港の団体を大陸の団体との連携を理由に禁止する場合について³⁷、8 A条2項(c)は、「中華人民共和国の組織に従属しているもので、その活動が中華人民共和国の安全を守るために、中華人民共和国の法のもとで中央人民政府の公開の命令により公的に禁止されているもの。」と規定し、諮問文書の「連携」の文言を「従属」に変えて、何が「従属」にあたるのかについて、8 A条5項(h)に詳細な定義をおいた。ただし、該当する団体が「公開の命令」によって禁止されているという中央人民政府による証明書は、その団体の禁止についての確定的な証拠となる(8 A条3項)ため、中央人民政府の決定を契機として保安局局長が香港の団体を禁止するという禁止するメカニズム自体は諮問文書の提案³⁸から変化していない。

諮問文書で提案された禁止された団体の活動を支持すること³⁹について、8 C条「禁止された団体の活動への参加の禁止」において詳細な規定がおかれている。8 C条1項によると、禁止された団体に以下の行為を行った場合、罪に問われることとなった。「(a) 幹部である、またはそのように行動する、幹部であると告白する、幹部であると主張する。(b) 管理し、あるいは管理に協力する。(c) 構成員である、あるいは構成員として行動する。(d) 集会に参加する。(e) 金銭を支払いあるいは他のいかなる形式の援助を与える。

団体の禁止の決定を不服とする場合に提訴を行う体系については、8D-E条に規定された。諮問文書で提案された法律問題と事実問題を分けて、それぞれ異なる審判所と法院で審理する方法 40 は、条例草案では撤回され、提訴はすべて第一審裁判所で審理されることとなった(8D条)。そして提訴のための詳細な規則は終審法院首席裁判官が制定することとなった(8E条)。裁判手続のなかで新たに付け加えられた概念として、原告に禁止に関して細部にわたる完全な理由が示されなくとも審理を続けることができるとし(8E条3項(a))、原告や原告側弁護士が欠席しても裁判手続を進めることができるとされた(8E条3項(b))。

4. 外国政治団体に関する提案における論争点

(1) 最大の論争点 -大陸で禁止されている団体との関係-

「最も論争的かつ政治的に敏感な問題 4 」であり、「世論の反対が集中した 4 」のは、団体の禁止に際して、大陸で禁止されている団体と提携していること、との概念を導入した次の提案だった。

諮問文書は次の場合に、香港の団体が香港で禁止されると提案している43。

- (a) 団体の目的あるいは目的の一つが、反逆、分裂、反乱扇動、転覆または国家機密窃取(スパイ活動)に従事することであること。
- (b) 団体が、反逆、分裂、反乱扇動、転覆または国家機密窃取 (スパイ活動) に従事している もしくは従事することを予定していること。
- (c) 団体が、中国法に照らして国家安全に危害を加えるという理由から、中央人民政府によって大陸において禁止されている大陸の団体に、連携していること。

上記のうち、(c) の場合において、いかなる大陸の団体が国家安全に脅威を与えているために禁止されうるのかの決定権は、香港特別行政区政府ではなく、中央人民政府にある。中央人民政府によって禁止された団体と連携している香港の団体は、保安局局長によって香港での活動が禁止される。そして、諮問文書によると「ある大陸の団体が国家安全の観点から禁止されているという中央人民政府による正式な通知は、その団体が禁止されるのだという確定的な事実とならなければならない。⁴⁴」

この禁止のメカニズムは、条例草案では8A条2項(c)「中華人民共和国の組織に従属しているもので、その活動が中華人民共和国の安全を守るために、中華人民共和国の法のもとで中央人民政府の公開の命令により公的に禁止されているもの。」として規定された。また中央人民政府の決定は8A条3項によると、「禁止の確定的な証拠となる。」とされる。このように、諮問文書と条例草案の間で、若干の文言の変更や細分化はあるが、基本的な枠組み自体の変化はない。

この禁止のメカニズムは、大陸での中国法に基づく決定が間接的に香港に適用されることを意味する。つまり国家安全法の分野において、中国法と香港法との間の「法的な扉」を開くものであることが指摘された 45 。言い換えると「香港に大陸の制度または国家安全の概念を導入する架け橋をつくるものである 46 。」だからこそ、基本法23条の立法化にあたって最大の論争点であった。提案が実現されるのであれば、「一国両制」によって香港は中国と異なる法制度を維持すると言っても 47 、「中国法の影響はより直接的になりうる。 48 」いわば「一国両制」の本質に迫る論点であった。それゆえに「香港の自治の犠牲のうえに中国共産党政府の利益を保護するために計算されているという不安を煽りながら、この条文は初めから終わりまで、条例草案をめぐる議論の中心にあった 49 。」

中央人民政府の決定もしくは証明書を必要とする場面が基本法に予定されていないわけではない。基本法19条3項は外交・国防といった国家行為を香港の法院が審理する場合に⁵⁰、基本法158条は「中央人民政府の管理する事務」や「中央と香港特別行政区との関係」に関する基本法条文について解釈する必要がある場合に⁵¹、それぞれ中央人民政府の証明書や解釈を必要としている。しかし、基本法19条と158条の共通点は、ともに事件を審理するにあたって、香港政府または香港終審法院が中央人民政府に証明書ないし法律解釈を要請するため、契機は香港側にある⁵²。他方で、中央人民政府が香港政府に証明書を発給するという諮問文書の提案においては、最初の契機がそもそも中央人民政府の側にある。穿った見方をすれば、中央人民政府は香港の法院とのある種のチャネルを持ち、しかも随時に証明書を発して直接香港政府・法院に指令を送ることができる⁵³。この点が特に問題視され、これは基本法が設計した一国両制を破壊するのでは

ないか、との指摘がなされた54。

上述した禁止メカニズム、いわゆる大陸法と香港法の間の「連結した扉(connecting door) 55 」、のスキームに内在する詳細な問題点も指摘された。以下に紹介する。

①禁止メカニズムにおける保安局局長の審査について――「二段階のテスト」――

諮問文書と条例草案は、香港の団体が大陸の団体との連携を理由に、保安局局長は大陸の団体と香港の団体との連携を再び審査する⁵⁶としている。たとえば、諮問文書では、保安局局長は、連携の証拠だけでなく、「権限の行使の前に、国家安全、公共の安全、公共の秩序の点から、その連携した団体を禁止することが必要であるかどうか合理的に信ずる⁵⁷」場合に禁止の権限を行使するとしている。いわゆる「二段階のテスト」である⁵⁸。

しかし、諮問文書は、大陸の団体が国家安全の脅威となっているかどうかの問題について中央人民政府からの「正式な通知書」に従うとし⁵⁹、保安局局長は少なくとも中央人民政府の見解を考慮に入れるであろうし、ひとたびこの法的な扉(legal door)が開かれると、保安局局長が中央人民政府の見解を否定できるとは思われないことが指摘された⁶⁰。したがって、この「二段階のテスト」においては、保安局局長は、中央人民政府の禁止の決定に反対できず⁶¹、たとえ中央人民政府の権限の濫用があったとしても効果的な抑止機能を持たないのではないかと指摘された⁶²。というのも、香港政府の姿勢は返還以来、一貫して中央人民政府と歩みを共にしている。例えば、団体の規制に関連する出来事で言えば、法輪功問題について香港行政長官は、中央人民政府と歩調を合わせて、法輪功を「邪教」であると明言している⁶³。

②禁止メカニズムが基本法23条の射程内にあるかどうかについて

提案された禁止メカニズムにおいて、特に大陸で禁止されている団体と連携する香港の団体を禁止することは、基本法23条が香港政府に課した法的義務を越えていることが指摘された⁶⁴。基本法23条は「外国の政治的組織または団体の香港特別行政区における政治活動」および「外国の政治的組織または団体との関係樹立」の禁止を規定するのみである。しかし、まず、政府の提案は、後者の「外国の政治的組織または団体との関係樹立」の立法化にあたって、香港を含めた中国にとっては、理論的に「外国」にはあたらないはずの「大陸」および「台湾」の団体との連携の禁止をも打ち出しているのである⁶⁵。基本法23条が立法化を要求しているのは「外国」政治団体との関係樹立であり、香港の団体と中国の団体との従属関係は基本法23条の要請の射程外にあることが指摘された⁶⁶。

次に、基本法23条は、外国政治団体について、香港における政治的活動を禁止し、香港の政治団体と外国政治団体が関係を持つことを禁止している。これゆえ、基本法23条が対象とするのは団体の「行為」および「活動」であり、かつその団体自身の存在ではない。しかし、政府の提案では、外国政治団体の行為・活動と存在について何らの区別をも設けていない。団体の「政治活動」および「非政治活動」が区別されなければならず、外国政治団体の「非政治活動」は法律で規制されるべきではないことが指摘された⁶⁷。

さらに、諮問文書によると、保安局局長は、「国家安全」、「公共の安全」、「公共の秩序」の維持に基づいて団体を禁止することができる⁶⁸。しかし、基本法23条が要求するのは国家安全に関する立法のみであるので、公共の安全、公共の秩序に基づく団体の禁止は、基本法23条の範囲を

超越していることが指摘された⁶⁹。なおこの点は条例草案では削除された。

③香港では合法である団体の禁止について

提案された禁止メカニズムによると、大陸で禁止されている団体と関係を持つ香港の団体を禁止することによって、香港法に違反していない香港の団体を禁止することになることが指摘された。言い換えると、中央人民政府が「国家安全に対する脅威」と考えるものが、香港における表現、結社、学問の自由の正当な行使を制限することになりかねない⁷⁰。香港の組織が大陸の組織に従属しているとしても、両地域の組織がそれぞれの地域の法律に違反していることとそれらが従属しているかどうかは別の問題ではないのか、との指摘がなされた⁷¹。

④「連携」および「従属」の文言の内容について

諮問文書では、大陸で禁止された団体に「連携」する、条例草案では「従属」する香港の団体の禁止が提案された。しかし、この「連携」や「従属」の概念が曖昧であることが指摘された。たとえば、条例草案 8 A 条 5 項(h)は、香港の団体が(i)大陸の団体に相当な資金を要請あるいは受け取っている、(ii)大陸の団体のコントロールに直接あるいは間接にある、(iii)政策が、大陸の団体に直接あるいは間接に決定されている、ことが「従属」にあたるとする。しかし、例えば、NGOが資金団体に資金を申請するなどは、一般的に言ってNGOが資金団体に「従属」していることとはならない。どの程度の間接的な影響が「コントロール」に達すると言えるのか確認することも難しいことが指摘された 72 。

⑤ 「国家安全」の概念について

基本法23条が香港政府に立法化を要請する犯罪類型には、外国政治団体との関係樹立を禁止するもののほか、反逆、転覆、分裂などがある。いずれも国家安全の見地から禁止されるが、このうち外国政治団体との関係樹立の禁止に限って、提案された禁止メカニズムによると、「国家安全」に対する脅威とは何かの概念が中央人民政府によって決定されることになる。香港政府は、他の犯罪類型では、自ら「国家安全」の内容を決定する能力があるのに、なぜ外国政治団体との関係樹立の禁止について中央人民政府の定義に従うべきなのか、そもそも中央人民政府の「国家安全」の概念と香港政府の「国家安全」の概念は同一なのか、との指摘があった⁷³。

(2) 裁判体系

提訴の制度について、諮問文書は上訴を二つの場合に分け、法律問題を香港法院が審理し、事実問題を独立の審判所が審理することとしている 74 。新たに設置される独立の審判所について、諮問文書では詳細が明らかにされていない。

香港の裁判所制度には、通常の法院に加えて、専門的な問題を扱う審判所がいくつかある。専門的な審判所で審理が行われるのは次の二つの場合である。①提訴された事件が単に事実に関する争いであって、そのすべてを法院の審理に任せるのであれば、膨大な時間がとられてしまう場合。②提訴に関する事実問題が技術的であり、専門家による審理が必要である場合⁷⁵。

しかし、提案された団体の禁止に関する提訴は上記の二つの状況にあてはまらない。というのも、団体の禁止の決定に技術的論点は存在しない。また、この種の提訴は多く事実関係を明らかにすることに終始し、法律問題を含む場合は少ない。したがって、法律問題が争われ、それが法

院に提訴されることはないのではないかと指摘された。しかも、ある団体に対する禁止の決定は基本法が保護する結社の自由 76 に直接に影響するため、提訴は通常の裁判所体系で審理されるのが妥当であると指摘された 77 。

さらに、審判所の構成員は政府から任命されるため、政府によって委任選出されたその他の審判所がかかえる問題と同様に、「市民的および政治的権利に関する国際規約」14条「独立した公平な裁判所における公正かつ公開の裁判を受ける権利」に違反する疑いがあり⁷⁸、かつ不公正感をぬぐいきれないことが指摘された⁷⁹。

条例草案では、事実問題と法律問題を分けて審理するという裁判体系が改められ、すべての提訴が香港の通常裁判所である第一審裁判所で審理されることとなった(8 D条)。そして、8 E条は、終審法院首席裁判官の提訴手続に関する規則制定権を定めている。しかし、この点にも批判がなされた。

8 D - E条によると、首席裁判官は、独自に提訴に関する規則を制定する権限を持ち、その規則によると、原告に禁止についての細部にわたる完全な理由を示さずとも、審理をすすめることができる(条例草案 8 E 条 3 項 (a))。しかし、原告が禁止に対する完全な証拠を見ることができないならば、原告は適切に裁判で争うことができない。これは香港の裁判を、大陸の国家安全犯罪に対する非公開かつ略式の審理に近づけ、「一国両制」を深刻に破壊することが指摘された 80 。しかも、ある団体への禁止は刑事手続ではないが、団体が禁止されることで、団体の幹部や構成員などは直接の刑事的結果を伴うこと(8 C 条)、反逆、転覆、分裂といった基本法23条が立法化を義務づけている他の犯罪類型では、被告は陪審審理を選択することができるようになっており、手厚い権利保障がなされていること 81 、からなおさら慎重な手続制定の必要性が指摘された 82 。

おわりに

基本法23条は外国政治団体に関して①「外国の政治的組織または団体の香港特別行政区における政治活動を禁止」するという外国政治団体の香港の活動を禁止する内容と、②「香港特別行政区の政治的組織または団体の、外国の政治的組織または団体との関係樹立を禁止」する法律を自ら制定しなければならない、という外国政治団体と香港政治団体との関係樹立を禁止する内容がある。特に問題となったのは後者の内容である。というのも、基本法23条の立法化にあたり、香港政府は、「外国政治団体」の中に、(ア)「大陸において国家安全の保護の理由見地から禁止されている団体」を含め、(イ) それと関係を持つ香港の団体を香港で禁止することを提案したからである。

諮問文書は、上述した団体の禁止について、「(c) 団体が、中国法に照らして国家安全に危害を加えるという理由から、中央人民政府によって大陸において禁止されている大陸の団体に、連携していること。」⁸³としている。この場合に香港の団体と連携する大陸の団体が、国家安全に脅威であるかどうかは中央人民政府が決定し、中央人民政府はその旨の証明書を通知する。通知を受けた保安局局長は、その大陸の団体と香港の団体が連携している証拠に納得し、その連携している香港の団体の禁止は、国家安全、公共の安全、公共の秩序の点から必要であることを合理的

に信ずる場合、その香港の団体を禁止することができるという禁止の体系を提案した。また禁止 された団体の幹部や構成員らへの刑事罰、禁止を不服とする場合の裁判の手続などを提案した。 条例草案は、諮問文書の基本的枠組みを踏襲しつつ、より詳細に条文化した。

上述した香港政府の提案のうち、最も批判が集中したのが、香港の団体の禁止に際して、大陸で国家安全の保護を理由として禁止されている団体と提携していること、との概念を導入しようとした禁止のメカニズムであった。香港で中国法と香港法の「連結した扉」と比喩されたこの制度が機能するなら、国家安全に関する中国法の定義が間接的に香港にも適用されることになる。これは、とりもなおさず、返還以来、基本法を論ずる際の一貫したテーマである「一国両制」とはなにか、「一国両制」で香港に保障されている「高度の自治」の限界とは何か、に迫る提案であったと言えよう。

本論文は、2007年度(平成19年度)科学研究費補助金(若手研究(B))に基づく研究成果の一部である。

注

- (1) 基本法8条 香港の従来の法律、つまりコモン・ロー、衡平法、条例、付属立法と慣習法は、本法と抵触するか、あるいは香港特別行政区立法機関が改正したものを除いて、保留される。
- (2) 基本法23条 香港特別行政区は反逆、国家分裂、反乱扇動、中央人民政府転覆、国家機密窃取のいかなる行為をも禁止し、外国の政治的組織または団体の香港特別行政区における政治活動を禁止し、香港特別行政区の政治的組織または団体の、外国の政治的組織または団体との関係樹立を禁止する法律を自ら制定しなければならない。
- (3) 中園和仁「董建華政権二期目の政治課題 高官問責制の導入と基本法二十三条の立法化 」『東亜』 No.433、2003年7月号、16頁。
- (4) 法輪功の活動やその他基本法23条の立法化を促進する結果となったであろう返還後の主な事例を紹介するものとして、以下の文献が挙げられる。Wong, Yiu-chung, ""Super Paradox" or "Leninist Integration": The Politics of Legislating Article 23 of the Basic Law in Post-handover Hong Kong", (2003) 162 C.A.P.S., 6-10.
- (5) Hong Kong Journalists Association, Submission to the Government on the Consultation Document on Proposals to Implement Article 23 of the Basic Law (Hong Kong: Hong Kong Journalists Association, 20th December 2002), p9. Hong Kong Political Science Association, Views on Article 23 Consultation Document (Hong Kong: Hong Kong Political Science Association, 19th December 2002), pp.5-6. The Hong Kong Section of the International Commission of Jurists, Comments of JUSTICE (Hong Kong: The Hong Kong Section of the International Commission of Jurists, 23 December 2002), SECTION 4, para3.

- (6) Harris, Lison, Lily Ma, and C.B. Fung, "A Connecting Door: The Proscription of Local Organizations" in Fu, Hualing, Carol J. Petersen and Simon N.M. Young (eds) National Security and Fundamental Freedoms Hong Kong's Article 23 Under Scrutiny (Hong Kong: Hong Kong University Press, 2005), p314.
- (7) 中園和仁、前掲論文、14頁。
- (8) 中園和仁、前掲論文、15頁。
- (9) 中園和仁、前掲論文、14-15頁。
- (10) 中園和仁、前掲論文、15頁。明蕾〈訪李柱銘談23条立法〉《争鳴》2002年10月、21頁。
- (11) 司徒華〈巳聞磨刀霍霍聲-基本法第二十三條立法〉《争鳴》2002年10月、25-27頁。
- (12) 艾克思〈《転覆罪》 掀反抗浪潮〉《争鳴》 2002年10月、31頁。
- (13) Security Bureau, *Proposals to implement Article 23 of the Basic Law Consultation Document -* (Hong Kong: Security Bureau, September 2002).
- (14) この間の政治動向について、以下の論文が比較的簡潔にまとめている。Petersen, Carole J., "Hong Kong's Spring of Discontent: The Rise and Fall of the National Security Bill in 2003" in Fu, Hualing, Carole J. Petersen and Simon N.M. Young (eds) *National Security and Fundamental Freedoms Hong Kong's Article 23 Under Scrutiny* (Hong Kong: Hong Kong University Press, 2005), pp.38-50.
- (15) 『朝日新聞』2003年9月6日。
- (16) 社団条例の改正をめぐる経緯および歴史については、以下の論文が詳しい。Harris, Lison, Lily Ma, and C.B. Fung, op.cit., pp.305-311.
- (17) 社団条例2条1項
- (18) 社団条例 5 A条 3 項、 5 D条 3 項、 8 条 1 項
- (19) 社団条例2条1項
- (20) 社団条例2条1項
- (21) 社団条例2条1項
- (22) 社団条例 5 F 条
- (23) Security Bureau, op.cit., pp.44-47.
- (24) Security Bureau, op.cit., para.7.13.
- (25) Security Bureau, op.cit., para.7.15.
- (26) Security Bureau, op.cit., para.7.15.
- (27) Security Bureau, op.cit., para.7.16.
- (28) Security Bureau, op.cit., para.7.17.
- (29) Security Bureau, op.cit., para.7.18.
- (30) 8 A E条のほかに、社団条例への追加が提案された条文は、2 A条「基本法に適合した執行」(National Security (Legislative Provisions) Bill, C154-C155.) がある。
- (31) National Security (Legislative Provisions) Bill, C154- C159.
- (32) National Security (Legislative Provisions) Bill, C158 C159.
- (33) National Security (Legislative Provisions) Bill, C160 C161.

- (34) National Security (Legislative Provisions) Bill, C160 C163.
- (35) National Security (Legislative Provisions) Bill, C162 C165.
- (36) Article 23 Concern Group, Why the Blue Bill is Not Good Enough (Hong Kong: Article 23 Concern Group, April 2003), p9.
- (37) Security Bureau, op.cit., para.7.15.
- (38) Security Bureau, op.cit., para.7.16
- (39) Security Bureau, op.cit., para.7.14.
- (40) Security Bureau, op.cit., para.7.18.
- (41) Chen, Albert H.Y., "The Consultation Document and the Bill: An Overview" in Fu, Hualing, Carol J. Petersen and Simon N.M. Young (eds), National Security and Fundamental Freedoms Hong Kong's Article 23 Under Scrutiny (Hong Kong: Hong Kong University Press, 2005), p112.
- (42) Chen, Albert H.Y., op.cit., p112.
- (43) Security Bureau, op.cit., para.7.15.
- (44) Security Bureau, op.cit., para.7.16.
- (45) Harris, Lison, Lily Ma, and C.B. Fung, op.cit., p312. Article 23 Concern Group, op.cit., p10. Tai, Benny Y., "The Principle of Minimum Legislation for Implementing Article 23 of the Basic Law", (2002) 32 H.K.L.J. 606. Petersen, Carole J., "National Security Offences and Civil Liberties in Hong Kong. A Critique of the Government's "Consultation" on Article 23 of the Basic Law", (2002) 32 H.K.L.J. 462. Hong Kong Bar Association, Hong Kong Bar Association's Response to the Consultation Document on the Proposals to Implement Article 23 of the Basic Law (Hong Kong. Hong Kong Bar Association,9 December 2002), pp.28-29. 前線〈前線対実施《基本法》第二十三条諮問文献的立場書〉(前線、2002年12月23日)、12頁。民主党〈民主党反対基本法第二十三条立法意見書〉(民主党、2002年12月23日)、15頁。梅辛河〈假諮問立悪法-23条藍紙草案魔影幢幢〉《争鳴》2003年3月、68頁。
- (46) Article 23 Concern Group, op.cit., p10.
- (47) 基本法8条
- (48) Tai, Benny Y., op.cit., p607.
- (49) Harris, Lison, Lily Ma, and C.B. Fung, op.cit., p314.
- (50) 基本法19条1項 香港特別行政区は独立の司法権と終審権を有する。2項 香港特別行政区の法院は、香港の従来の制度と原則が法院に対して行っている制限を保留することを除いて、香港特別行政区のすべての案件に裁判権を有する。3項 香港特別行政区法院は、国防、外交等の国家行為に管轄権を持たない。香港特別行政区法院が案件を審理するなかで、国防、外交等の国家行為の事実問題に及ぶとき、行政長官はこの問題について証明書を発行しなければならず、この証明書は法院に対して拘束力を有する。行政長官が証明書を発行する前に、中央人民政府の証明書を取得しなければならない。
- (51) 基本法158条1項 本法の解釈権は全国人民代表大会常務委員会に属する。2項 全国人民代表大会常務委員会は香港特別行政区の法院に、事件を審理にあたって、本法の香港特別行政区の自治範囲内の条項について自ら解釈する権限を授権する。3項 香港特別行政区の法院は事件を審理するとき本法その他の条項についても解釈することができる。ただし、香港特別行政区の法院が事件を審理するにあたっ

- て、本法の中央人民政府が管理する事務または中央と香港特別行政区の関係に関する条項について解釈する必要があり、当該条項の解釈が事件の判決に影響する場合、当該事件に対し上訴できない最終判断を行う前に、香港特別行政区終審法院が全国人民代表大会常務委員会に関連条項について解釈するよう要請しなければならない。全国人民代表大会常務委員会が解釈を加えた条項を香港特別行政区の法院が引用する場合、全国人民代表大会常務委員会の解釈に依拠しなければならない。ただし、それ以前に行った判決は影響を受けない。4項 全国人民代表大会常務委員会は本法を解釈する前に、それに属する香港特別行政区基本法委員会の意見を求めるものとする。
- (52) なお、基本法158条の予定する解釈制度は「香港特別行政区の法院が事件を審理するにあたって」(158条3項)、上述した条文の解釈が必要な際に、「香港特別行政区終審法院が全国人民代表大会常務委員会に関係条項について解釈するよう要請」する(158条3項)と考えられていたが、返還後の裁判実践は異なる展開を見せている。詳しくは、拙稿「香港基本法解釈権の展開-普通選挙および行政長官任期をめぐって-」『一橋法学』第5巻第1号、2006年3月、143~161頁。また、基本法19条に該当する事例はいまだ報告されていない。
- (53) 民主党、前掲論文、17頁。
- (54) Harris, Lison, Lily Ma, and C.B. Fung, op.cit., p312. Article 23 Concern Group, op.cit., p10. Tai, Benny Y., op.cit., p606. Petersen, Carole J., "National Security Offences and Civil Liberties in Hong Kong: A Critique of the Government's "Consultation" on Article 23 of the Basic Law", (2002) 32 H.K.L.J. 462. Hong Kong Bar Association, Hong Kong Bar Association's Response to the Consultation Document on the Proposals to Implement Article 23 of the Basic Law (Hong Kong: Hong Kong Bar Association, 9 December 2002), pp.28-29. 民主党、前掲論文、15-17頁。前線、前掲論文、12頁。梅辛河〈假諮問立悪法 —23条藍紙草案魔影幢幢〉《争鳴》2003年3月、68頁。
- (55) Harris, Lison, Lily Ma, and C.B. Fung, op.cit.,p312. Petersen, Carole and Kelly Loper, Submission of the Centre for Comparative and Public Law on The Proposals to Implement Article 23 of the Basic Law (Hong Kong: Faculty of Law, University of Hong Kong, 17 December 2002), p17. Petersen, Carole J., "National Security Offences and Civil Liberties in Hong Kong: A Critique of the Government's "Consultation" on Article 23 of the Basic Law", (2002) 32 H.K.L.J., 461.
- (56) Security Bureau, op.cit., para.7.16. 条例草案 8 A条。
- (57) Security Bureau, op.cit., para.7.16.
- (58) Hong Kong Bar Association, op.cit., p28.
- (59) Security Bureau, op.cit., para.7.16.
- (60) Petersen, Carole and Kelly Loper, Submission of the Centre for Comparative and Public Law on The Proposals to Implement Article 23 of the Basic Law (Hong Kong: Faculty of Law, University of Hong Kong, 17 December 2002), p17. Harris, Lison, Lily Ma, and C.B. Fung, op.cit., p312.
- (61) Petersen, Carole J., "National Security Offences and Civil Liberties in Hong Kong: A Critique of the Government's "Consultation" on Article 23 of the Basic Law", (2002) 32 H.K.L.J. 462.
- (62) Hong Kong Bar Association, op.cit., p28. Human Rights in China Ltd., op.cit., p17.

- (63) Human Rights in China Ltd., Response to the Hong Kong SAR Government Consultation Document on proposals to implement Article 23 of the Basic Law Submission to the Legislative Council (Human Rights in China Ltd., 23 December 2002), pp.17 - 18.
- (64) Hong Kong Human Rights Monitor Response to Government Consultation Document "Proposals to Implement Article 23 of the Basic Law" Submission to the Legislative Council Panel on Security (Hong Kong: Hong Kong Human Rights Monitor, 15 November 2002), p28. 前線、前掲論文、13頁。民主党、前掲論文、15頁。
- (65) 民主党、前掲論文、17頁。Petersen, Carole and Kelly Loper, Submission of the Centre for Comparative and Public Law on The Proposals to Implement Article 23 of the Basic Law (Hong Kong: Faculty of Law, University of Hong Kong, 17 December 2002), p7. Hong Kong Journalists Association, op.cit., p8.
- (66) Hong Kong Bar Association, op.cit., p28. 前線、前掲論文、12頁。
- (67) Hong Kong Bar Association, op.cit., p27.
- (68) Security Bureau, op.cit., para.7.15.
- (69) 民主党、前掲論文、15頁。
- (70) Petersen, Carole J., "National Security Offences and Civil Liberties in Hong Kong: A Critique of the Government's "Consultation" on Article 23 of the Basic Law", (2002) 32 H.K.L.J. 464. Tai, Benny Y., op.cit., p606. Human Rights in China Ltd., op.cit., p17. Article 23 Concern Group, op.cit., p3.
- (71) 民主党、前掲論文、15頁。
- (72) Article 23 Concern Group, op.cit., p9.
- (73) Hong Kong Bar Association, op.cit., p28.
- (74) Security Bureau, op.cit., para.7.18.
- (75) 香港の文脈について言うと、例えば、インサイダー取引委員会や建築上訴委員会。
- (76) 基本法27条 香港の住民は、言論、報道、出版の自由、結社、集会、行進、デモの自由、労働組合を組織しこれに参加し、ストライキを行う権利と自由を享有する。
- (77) 民主党、前掲論文、16頁。
- (78) 民主党、前掲論文、16頁。
- (79) 湯家驊〈二十三条與支聯会〉《人権、民主与法治》経済日報出版社、2003年、41-46頁。Petersen, Carole and Kelly Loper, Submission of the Centre for Comparative and Public Law on The Proposals to Implement Article 23 of the Basic Law (Hong Kong, Faculty of Law, University of Hong Kong, 17 December 2002), p17. Human Rights in China Ltd., op.cit., p18. 前線、前掲論文、15頁。
- (80) Article 23 Concern Group, op.cit., p10.
- (81) Article 23 Concern Group, op.cit., p10.
- (82) Article 23 Concern Group, op.cit., p10.
- (83) Security Bureau, op. cit., para. 7.15.